

第3章 目指すべき方向性

1. 地域ケア会議による地域課題の整理

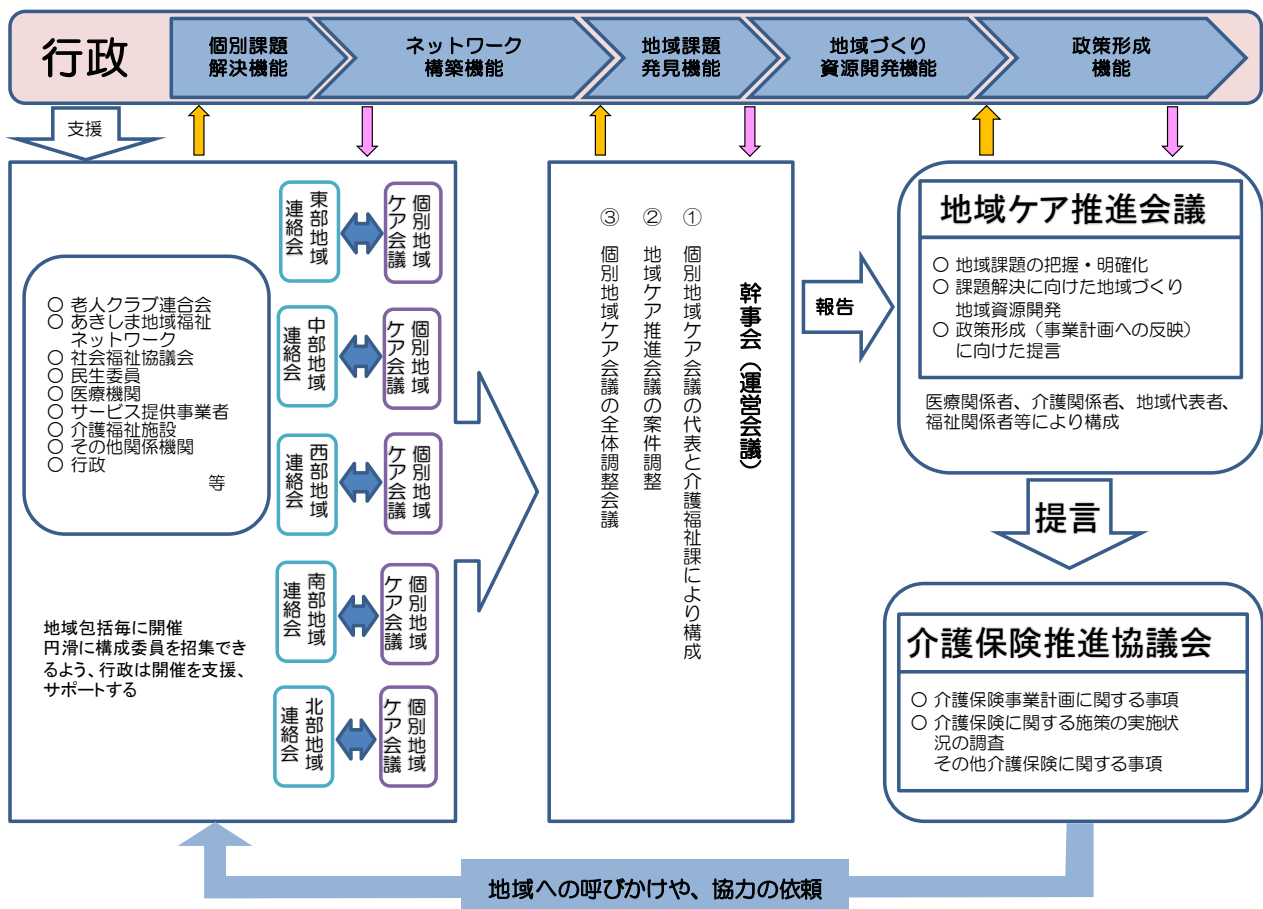
(1) 地域ケア会議

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムを深化・推進するにあたり、多職種が協働し「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり・資源開発」「政策の形成」の5つの機能により、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものと、介護保険法に規定されています。

本市においては、5つの地域包括支援センターごとに開催される個別地域ケア会議において個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進しています。

把握された地域課題は、昭島市介護保険条例に基づき、市長が委嘱する委員をもって組織・設置される地域ケア推進会議に報告され、地域に共通する課題や支援策を検討し、介護保険推進協議会に対し、地域に必要な支援体制の整備等について提言が行われています。

図表 I - 1 5 昭島市地域ケア会議運営組織図



(2) 個別地域ケア会議・地域連絡会等を通して見えてきた課題の整理

第9期事業計画期間中の地域課題に対する取組状況及び各個別地域ケア会議や地域連絡会等にて出された課題を踏まえ、第10期事業計画期間中に取り組むべき地域課題を以下のとおり取りまとめました。

<総論>

昭島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画では、「認知症関連施策の推進」「地域における見守り及び生活支援の仕組みづくり」「活動の場の充実」「相談窓口の利用促進」「多職種連携の仕組みの構築」の5つに取り組むべき地域課題として掲げ、様々な取組を進めてきた。また、個別地域ケア会議や地域連絡会を開催する中で、これら地域課題の現状や新たな課題の把握にも努めてきたところである。

次期計画となる地域包括ケア推進計画（昭島市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画）の策定にあたり、第9期事業計画から継続して取り組むべき地域課題については、引き続き積極的に事業を展開していくとともに、新たな地域課題についても分析を行い、第10期事業計画において取り組むべき地域課題を設定する。

今後、高齢化が一層進展する中において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心して日常生活を送ることができるよう、様々な地域課題の解決に努め、これまで構築を進めてきた地域包括ケアシステムをさらに深化・推進していかなければならない。

加えて、デジタル社会の進展に伴い、高齢者のデジタルデバイド対策などについても課題を的確に捉え、各種取組を効果的に展開していく必要がある。

以上を踏まえた上で、第10期事業計画期間において取り組むべき地域課題を次の5項目に分類する。

なお、いずれの地域課題も各地域での個別地域ケア会議や地域連絡会において課題把握と検討が行われていることから、全地域共通の課題として一体的に取組を推進していく。

1. 認知症関連施策の推進
2. 地域において自立した生活を送れるための支援
3. 社会的つながりができる場の充実
4. 相談窓口の利用促進とデジタル支援を通じた情報提供
5. 多職種連携の推進

2. 第9期事業計画の地域課題に対する取組状況

高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に掲載した地域課題における、課題分類別の取組状況については本市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.akishima.lg.jp/kenko/korei/●●.html>

二次元
コード

トップページ > 健康・福祉 > 高齢のかたへの支援 > 高齢者のための事業計画など
> 介護保険事業計画等 > 第9期事業計画の地域課題に対する取組状況

3. 第10期事業計画期間中に取り組むべき地域課題

(1) 認知症関連施策の推進

認知症高齢者人口の増加が見込まれる中、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って住み慣れた地域で暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する認知症施策推進計画を策定し、これまで実施してきた様々な取組を体系的かつ継続して取り組むこととし、共生社会の実現のために必要な支援の充実に努める。

必要と思われる社会資源
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症について気軽に相談できる機関等 ・ 認知症に関する正しい知識を幅広く市民に普及啓発する仕組み ・ 認知症サポーター養成講座の拡大と受講後のサポーターが活躍できる場の創出 ・ 認知症の方を地域で見守り支える体制 ・ 認知症当事者とその家族を支援する仕組み

(2) 地域において自立した生活を送れるための支援

高齢者の住み慣れた地域での自立した生活の推進は、健康寿命の延伸や在宅生活の継続に繋がりを、高齢者自身の尊厳と生活の質を守ることに繋がる。サロンやボランティアの活用を通じて外出機会の促進、在宅生活へのサポート等引き続き高齢者の生活支援の仕組みづくりに努める。

必要と思われる社会資源
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外出支援（集いの場への促進） ・ 在宅生活へのサポート（移動スーパー、サロンの充実） ・ 地域における見守り活動 ・ 生活支援コーディネーターによる住民主体サービスの立ち上げ

(3) 社会的つながりができる場の充実

社会的つながりや活動は高齢者の介護予防の促進につながる。高齢者の多様なニーズを捉えた活動の場の充実に向けた支援に継続して取り組む。また、高齢者が活躍できる場として就労やボランティア活動に繋がる仕組みづくりを推進する。

必要と思われる社会資源
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多種多様なサロンの充実 ・ 就労活動やボランティアとして活動する場の充実 ・ 日常生活支援総合事業の充実 ・ フレイル予防のための体操する場の充実

(4) 相談窓口の利用促進とデジタル支援を通じた情報提供

各地域に設置している相談窓口について、更なる周知啓発に努めるとともに、利用促進のための取組を進める。また高齢者へのデジタル支援を行い、誰もが必要な情報をいつでも受け取れるよう努める。

必要と思われる社会資源
<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や病気に関する相談窓口 ・生活困窮に関する相談窓口 ・相談窓口の普及啓発 ・SNSを通じた情報提供の促進とデジタルデバインド対策（スマホ教室等）

(5) 多職種連携の推進

重層的な問題を抱える家庭への対応など、様々な状態にある高齢者を支えるため、医療、介護をはじめとした各分野による横断的な連携体制の推進に引き続き努める。

必要と思われる社会資源
<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の連携 ・生活支援コーディネーターの活用 ・児童、障害、高齢等の枠を超えた体制作り、複合的な課題に対応できる体制整備 ・地域の連携体制の構築